平成23年3月29日

総務大臣
片山善博殿

情報通信行政·郵政行政審議会 会 長 高 橋 温

答申書

平成23年1月25日付け諮問第3030号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。
- (1)平成23年度以降における乖離額調整を行わないこととするよう接続約款の申請内容を変更すること(考え方5)。
- (2)平成21年度における乖離額調整を行わないこととするよう接続約款の申請内容を変更すること (考え方6)。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備

に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方 (平成23年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)

意見	再 意 見	考え方
意見1 IGS接続料は、複数年度の算定期間による	再意見1	考え方1
将来原価方式にすべき。		
〇 <ひかり電話接続料について>	〇 接続料は、実際の設備に係るコストをご負担い	O NGN は、サービス開始から日が浅く今後相当
平成23年度の接続料は、単年度の将来原価方	ただくものであり、実績原価方式で算定すること	の需要が見込まれるサービスであることから、引
式を採用していますが、ひかり電話のトラヒックは	が基本ですが、NGNについては需要拡大期に	き続き将来原価方式を採用することは適当であ
今後も伸びていくことが見込まれるため、算定期間	あるため、今回は、将来原価方式での算定とし	る。
を複数年とし、接続料の急激な変動の緩和を図る	ています。	また、NGN の需要については、平成 23 年度よ
ことで、サービスの安定的な提供に寄与する環境	また、算定期間については、	り順次実施される地域 IP 網や既存ひかり電話網
を整備すべきです。	・今後、地域IP網や既存ひかり電話網からNG	から NGN へのマイグレーションや今後の新サー
(KDDI)	Nへのマイグレーションや、当社及びサービス	ビスの登場等によりトラヒックが大きく変更する可
	提供事業者による新サービスの提供、H23年	能性があることから、複数年のコストドライバを予
	度からのIPv6によるインターネット接続の開始	測することは困難であるとしていることを踏まえる
	などにより、機能ごとのトラヒックが大きく変動	と、平成 23 年度 1 年間の算定期間を採用するこ
	することが想定されること	とは、NTT 東西自身が適正な需要予測を行いう
	・2年、3年先の機能ごとのトラヒックを予測して	る範囲として妥当であると考えられる。
	中継ルータや伝送路といった各機能共通の設	なお、24 年度以降の接続料を算定する際に、
	備コストを適正に分計することが極めて困難で	将来原価方式を採用する場合には、上記トラヒッ
	あること	ク変動の予測の正確性を高め、当該予測を踏ま
	から、1年間としています。	えたコストの適正な分計に努めた上で、算定方
	(NTT 東西)	法、算定期間を検討することが適当である。
意見2 IGS 接続料について、接続料原価の適正性	再意見2	考え方2
や設備構築の効率性を検証できるよう、NTT 東西		
は必要な情報を開示すべきであり、総務省は検証		
作業を実施すべき。		
〇接続料原価増加要因の検証について	〇 当社としては、これまでも十分に、料金算定に	〇 ご指摘のコスト増要因については、ひかり電話

関門交換機接続ルーティング伝送機能(IGS 接 続機能)等の接続料算定において、今年度の接続 料原価は全体では減少傾向にあるものの、個別の 原価では増加傾向にあるものも見受けられます。 (以下、表1の色付きセル参照。)

当該コストの増加はユーザの増加に伴う SIP サ 一バ等の設備増によるものと考えられますが、接 続事業者側では当該設備増がユーザの増加に応 じた適切なものであるか否かの判断ができませ λ_{\circ}

従って、ユーザ増に応じた適切かつ効率的な設 備の構築が行われているかどうかを検証可能とす るため、必要な情報の開示や総務省殿における検 証作業等を実施すべきと考えます。

<表1:IGS 接続機能 接続料原価比較(平成 22 年度一平成23年度)>

			NTT東日本			NTT西日本		
			H22年度	H23年度	増減(H22-H23)	H22年度	H23年度	増減(H22-H23)
コスト(酊	iA)	26,716	26,520	-0.7%	27,745	26,807	-3.4%
	(1)	回数比例(百万円)	8,738	10,317	18.1%	6,536	6,965	6.6%
		原価(NGN)	5,275	6,665	26.4%	4,102	4,296	4.7%
		原価(既存ひかり電話網)	3,463	2,756	-20.4%	2,434	2,065	-15.2%
		乖離額		896			604	
	(2)	時間比例(百万円)MG以外	15,392	14,546	-5.5%	17,647	17,367	-1.6%
		原価(NGN)	4,155	5,361	29.0%	3,774	5,787	53.3%
		原価(既存ひかり電話網)	11,237	9,245	-17.7%	13,873	12,182	-12.2%
		乖離額		-60			-602	
	(3)	時間比例(百万円)MG	2,586	1,657	-35.9%	3,562	2,475	-30.5%
		原価(NGN)	1,083	1,694	56.4%	1,296	958	-26.1%
		原価(既存ひかり電話網・MG相当)	1,503	994	-33.9%	2,266	1,710	-24.5%
	Ļ	乖離額 野婦佐田料管ウ根柳 FU 佐井		-1,031			-193	

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ バイル)

係る設備区分別・勘定科目別費用・資産、需要 について算定根拠を開示しており、また、事業者 説明会(H23, 1, 31)においてもご説明してい るところです。

また、審議に資する情報に関しては、経営上 または営業上の秘密にあたる情報であっても、 総務省や審議会の委員に対して、これまでも提 出してきており、今後も提出する考えですが、1 事業者であるソフトバンクが検証するために、経 営情報を提供する考えはありません。

なお、ソフトバンクモバイルは、2.400万以上 もの契約者を有しており、お互いに接続料を支 払いあう関係にある固定系の事業者からみる と、その影響力は非常に大きくなっていますが、 その接続料の算定根拠の開示を求めても一切 情報が開示されず、その適正性が検証できない 状況にあります。接続料について、接続事業者 等の第三者が妥当性を検証する必要があるとお 考えであれば、まずは、当社と同レベルの情報 を開示していただきたいと考えます。

また、H22年度からH23年度でIGS接続機能 のNGN収容のひかり電話の施設数は対前年十 99%と増加していますが、NGNのコストは対前 年+31%に留まっており、需要の増ほどは伸び ていません。

(参考)IGS機能コスト及びひかり電話施設数の推

施設数や通信回数・時間等の需要の増加に応 じ、必要最低限の範囲で SIP サーバ等の設備を 増設しているものであり、合理的であると認めら れる。

なお、接続料算定の適正性・透明性は、一般 論として、指定設備設置事業者であるか否かに かかわらず確保されるべきものであることから、 接続料算定に係る協議においては、経営上の秘 密にも配慮しつつ、双方において必要な情報提 供を行うことが望ましい。

		H22年度	H23年度	増減	増減率
IGS接続機	能コスト(百万円)	26,716	26,520	+196	▲0.7%
	(再)NGN	10,513 [*] 1	13,720	+3207 (+31%
	(再)既存CAS網	16,203	12,995	▲3,208	▲20%
ひかり電話	期末施設数(万CH)	662	782	+120	+18%
	NGN収容分	300%	2 567	+267	+89%
	NGINA 27	(218)	(434)	(+216)	(+99%)

※1:左表のNGNの合計値(回数比例、時間比例 (MG 以外)、時間比例(MG)の合計)

※2:()は稼動ベース

(NTT東日本)

〇 当社としては、これまでも十分に、料金算定に係る設備区分別・勘定科目別費用・資産、需要について算定根拠を開示しており、また、事業者説明会(H23.1.31)においてもご説明しているところです。

また、審議に資する情報に関しては、経営上または営業上の秘密にあたる情報であっても、総務省や審議会の委員に対して、これまでも提出してきており、今後も提出する考えですが、1事業者であるソフトバンクが検証するために、経営情報を提供する考えはありません。

なお、ソフトバンクモバイルは、2,400万以上 もの契約者を有しており、お互いに接続料を支 払いあう関係にある固定系の事業者からみる と、その影響力は非常に大きくなっていますが、 その接続料の算定根拠の開示を求めても一切 情報が開示されず、その適正性が検証できない

	状況にあります。持	接続料について	、接続事業者	
	等の第三者が妥当	性を検証する必	必要があるとお	
	考えであれば、ます	ずは、当社と同	レベルの情報	
	を開示していただきたいと考えます。			
	また、H22年度が	からH23年度で	IGS接続機能	
	のNGN収容のひか	いり電話の施設	数は対前年+	
	103%と増加してし	いますが、NGI	1のコストは対	
	前年+20%に留ま	- •		
	びていません。			
	(参考)IGS機能コス	ト及びひかり雷	話施設数の推	
	移		11"01\XX\IL	
	19			
		H22年度 H23年度	増減 増減率	
	IGS接続機能コスト(百万円)	27,745 26,807	▲938 ▲3.4%	
	(再)NGN	9,172 ^{**} 11,041	+1,869 +20%	
	(再)既存CAS網	18,573 15,957	▲2,616 ▲14%	
	ひかり電話期末施設数(万CH)	562 652	+90 +16%	
	NGN収容分	137 ^{¾ 2} 246	+108 +79%	
	NUNATI	(94) (191)	(+97) (+103%)	
	※1:左表のNGNの	会計値(回数 b	V例 時間以例	
	(MG 以外)、時間比			
	※2:()は稼動べー		17	
	《Z.() /は稼動べー/ (NTT 西日本)	^		
意見3 NGN のイーサネット接続機能について、低速	再意見3			考え方3
	円息兄ろ			「
品目や低廉な接続料の設定により、接続事業者が				
利用しやすいメニューを設定すべき。	O NON (11 5 to)	/±\/\/\-~\\	- + + ++++++++++++++++++++++++++++++++++	
〇イーサネットフレーム伝送機能に係る接続料 レガシー系サービスからの需要の移行期にあた				O NGN イーサネット接続機能については、現在接
	の具体的な接続要望等を踏まえて申請している			続事業者の接続要望等を踏まえ10Mbps からの
ることを踏まえ、ATM専用・メガデータネッツ・高速	ものであり、具体的		たければ、協	メニューが設定されているところ、低速品目等の
ディジタル専用サービス等の後継サービスのひと	議させていただく考	えです。		メニュー設定に関する具体的な要望が接続事業

つとして、イーサネットフレーム伝送機能に係る低速品目や低廉な接続料の設定等により、接続事業者が利用しやすいメニューを設定すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	(NTT 東西)	者からなされる場合には、NTT 東西は必要な協議に応じることが適当である。
意見4 NGN イーサネットについて、追加的な網改造	再意見4	考え方4
費を必要とせずに他事業者が接続可能な網として		
構築すべきであり、NTT 東西と他事業者の同等な		
利用環境を担保すべき。		
O <ngnイーサネット接続料について></ngnイーサネット接続料について>	〇 当社は、イーサネットサービスとの相互接続に	〇 平成 22 年度接続料に関し、当審議会から、PV
NGNイーサネットについては、他事業者との接続	ついて、NGNのサービス開始以前に、インタフェ	Cタイプを実現するために必要なシステム改修に
を想定しない前提で設計されていることにより、他	一ス条件や接続条件を事前に公表する等オープ	係る費用については、当該改修により実現される
の事業者が新たに接続を行うにあたって、多額の	ン化に取り組み、当初から他事業者との接続を	機能が基本的な接続機能に該当する場合には、
網改造費等の負担を求められている状況にありま	前提とした対応を行うことで、当社と他事業者と	当該機能を利用する者が負担する接続料の原価
す。	の接続の同等性を担保してきたところです。	に算入することが適当であるとの考え方を示した
NGNはボトルネック設備と一体で構築されている	昨年、KDDIから、PVCタイプを利用するため	ところである。
第一種指定電気通信設備であり、本来は他の事	の相互接続を要望されましたが、当社は、お客	当該費用は PVC タイプを利用する接続事業者
業者が利用することを当初から想定し、追加的な	様が複数拠点を結ぶネットワークを自在に構築	において網使用料(加算料等)として負担すること
網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能	できるCUGタイプを提供しており、PVCタイプを	となっており、現時点で、NTT 東西において PVC
な網として構築されるべきであり、NTT東・西と他	提供する予定はないため、PVCタイプの提供に	タイプを提供する予定はないとしつつも、今後
の事業者の同等な利用環境が担保されることが必	必要なシステム改修費用は、PVCタイプを利用	PVC 機能を利用する場合には同等の負担を行う
要です。	する接続事業者においてご負担いただくことが	こととなることから、同等な利用環境と考えられ
(KDDI)	受益者負担の観点から適当であると考えます。	る 。
	これは現行接続料の認可の際の答申におい	また、NTT東西が予定している負担方法で
1		_

<参考>審議会答申抜粋(H22.6.29)

ても、一定の合理性があるものとして認められて

PVCタイプを実現するために必要なシステム 改修に係る費用については、当該開発により実

います。

は、CUGタイプと共通的に利用する機能分につ

いては、それぞれが応分に負担する形で接続料

原価に算入しており、PVCタイプのみが利用する機能分についてはPVCタイプを利用する事業

者が負担することとしており、一定の合理性があ

	現される機能が基本的な接続機能に該当する場合には、当該機能を利用する者が負担する接続料の原価に算入することが適当である。この点、NTT東西が予定している負担方法では、(中略)PVCタイプのみが利用する機能分についてはPVCタイプを利用する事業者が負担することとしている。また、回収の方法についても、過不足なく費用を回収するに当たり予見可能性のある手法であることから、一定の合理性があると認められる。 (NTT東西)	ると認められる。
	○ イーサネット伝送機能については、網使用料のほか、接続開始にあたり多額の網改造費を要することや、最低速度品目でも 10M となっているため多くの需要を見込めず、結果として他事業者との接続実績がない状態となっています。従って接続を推進するために、低速品目等設定することにより接続事業者が利用しやすいメニューを設定すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見5 将来原価方式は、NTT 東西が自らの経営判断等に基づき算定するものであり、接続事業者にとっても予見性が失われるおそれがあるため、乖離額調整を認めるべきではない。	再意見5	考え方5
〇<乖離額調整について> そもそも現行接続料規則上は、将来原価方式に ついて、申請者であるNTT東・西が自らの経営情報 や経営判断に基づき接続料算定するものであり、予	○<将来原価補正制度の必要性> 接続料の算定方式には実績原価方式と将来原 価方式がありますが、実績原価方式は、前々年 度の実績を当年度の単価に置き換えるものであ	O 現行接続料規則上、将来原価方式において乖離額調整制度は認められていない。これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料

測と実績の乖離が発生した場合は申請者が自ら責任を負うべきものという考え方に立って、乖離額調整を認めていません。

また、NGNで提供するひかり電話やイーサネットの接続料水準は、需要の大半を占めるNTT東・西の利用動向に左右されるため、乖離額調整を行うと、NTT東・西の事業運営結果次第で接続料が上昇することになり、競争事業者にとって事業の予見性を著しく欠くこととなります。したがって、競争促進のためには乖離額調整は特例であっても認めるべきではありません。ましてや、恒常的な制度とすべきではありません。

(KDDI)

○乖離額調整制度に係る問題

将来原価方式は、申請者である NTT 東西殿が 自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を 予測して接続料を算定する方法であり、予測と実績 との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を 負うべきものであることから、乖離額調整制度の適 用は認められるものではないと考えます。仮に、予 測と実績との乖離額を調整した場合、NTT 東西殿 は実績コストの回収が担保されることになるため、 NTT 東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセ ンティブを持たせることができないという問題が生じ ます。従って、特に本申請にあるような乖離額調整 を恒常的に実施することは認められないものと考え ます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

って、当年度の実績が出た時点で乖離額を調整する仕組みになっています。

一方、将来原価方式は、サービスが成長期である等、直近の2年前の実績を適用することが明らかに適当でない場合に、将来の需要・コストを予測して算定する方式です。

実績原価方式にしても将来原価方式にしても、 当年度のコストはまだ出ていないので、これを仮 置きするということについては同じことになります が、実績原価方式の場合には乖離額調整制度が あるにも関わらず、将来原価方式にはこれがない ということはバランスを失することになると考えま す。

そもそも接続料は、設備を利用した事業者が当年度の原価を応分にご負担いただくことが基本原則であることから、将来原価方式にも、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組み(将来原価補正制度(仮称))を恒常的制度として導入することが必要であると考えます。

<申請者が予測と実績の乖離の責任を負うべきと の指摘について>

需要は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等のマーケットサイドの事情により変化するため、需要が乖離する要因を申請者のみの責任とすることは適当ではないと考えます。

なお、コストに関しては、固定費はあるものの、 当社は需要に見合った効率的な事業運営を行っ ている以上、需要が予測を下回った場合には通 原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の 予測値を用いて接続料を算定することとされてお り、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合 は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきも の等の考え方に基づくものである。

将来原価方式以外の接続料算定方式に着目すると、実績原価方式、長期増分費用方式などが接続料規則において規定されているところ、長期増分費用方式においては、実績需要を用いた第2次モデル(平成15年度~16年度)を除き、将来原価方式と同様に予測需要が用いられており、乖離額の調整に係る制度(事後精算制度)は実績需要を用いた第2次モデルに対してのみ措置されているという制度的経緯がある。

NTT東西からは、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実際の実績原価・需要は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等により変化するため、構造上、予測との乖離が不可避であることを踏まえると、本来、将来原価方式にも乖離額を調整する仕組みが必要であること、また、特に、IP ブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性があること等の意見が提起されている。

一方、接続事業者からは、将来原価方式に恒常的な乖離額調整制度を導入することについては、予見可能性、公平性、コスト削減インセンティブといった点から適当ではない等の意見が提起されている。

○乖離額調整制度について

将来原価方式の意義は、新規かつ今後相当の需要が見込まれるサービスについて、将来的な需要増を見込みコスト削減を加味することで、NTT 東西に対し計画的かつ効率的な設備構築を促すとともに接続事業者にとって合理的な接続料が設定され、当該サービスの普及・拡大に有効な役割を果たすものと理解しています。

今般の乖離額調整の制度化については、実績と 予測が乖離した場合のリスクを接続事業者が常態 的に負担することになり、NTT 東西のコスト削減イン センティブが有効に機能しないこと、接続事業者にと っての接続料の予見性が失われること、ドミナントで ある NTT 東西が容易に接続事業者のコスト構造を コントロール可能な状況になることなど、多くの課題 が存在しますので、公正な競争環境への影響、ひい ては利用者利便を阻害する可能性があることを十 分に考慮すべきと考えます。

また、NGN については、そのアクセスとして利用される光回線の利用が増えない限り、需要が増えないという内在的な問題点を有しておりますので、'光の道'構想や、今般の接続委員会での光アクセスの接続料金の検討状況をふまえつつ、NGN に関する接続料算定の在り方を改めて見直すべきであり、現時点においては、乖離額調整の制度化は見合わせるべきであると考えます。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

常原価も予測を下回ると考えられます。

<コスト削減インセンティブの観点>

乖離額調整制度について、当社のコスト削減インセンティブがなくなるのではないか、といった意見がありますが、実際にコストの大半を負担するのは当社の利用部門であるため、コスト削減インセンティブは十分に働いており、ご懸念の点は杞憂であると考えます。

<予見可能性の観点>

加入者光ファイバにおける現行の特例による乖離額調整制度が3年分の差額をまとめて次期接続料の原価に加減するのに対し、今回申請した将来原価補正制度は、毎年度差額を算定し翌々年度の接続料原価に加減することから、早期に原価に照らし適正なコストを負担いただくことが可能となり、接続事業者にとっても、将来原価方式で予定したコストや需要動向をチェックすることができることから予見可能性は高まるものと考えます。

<コスト構造のコントロール>

「コスト構造をコントロール可能」ということが何を意味するか分かりませんが、需要を無理に積み込んで接続料を安く設定し、実績確定後に乖離額を請求することであるとすれば、それは、当社にとって未回収を前提で接続料を設定するということであり、仮に差額補正があったとしてもコストのご負担を後年度に先送りしているだけで、何のメリットもないことであると考えます。

(NTT 東西)

以上を踏まえると、現時点において、将来原価 方式に恒常的な乖離額調整の仕組みを導入する ことは適当であるとはいえない。

また、NGN 接続料においては需要の予測期間を 1 年間としているところ、考え方 1 において示したとおり、1 年間の算定期間を採用することは、NTT 東西自身が適正な需要予測を行いうる範囲として妥当である。従って、当該予測が乖離する可能性は認可申請の段階で十分に織り込まれていると考えるべきであることから、そのような乖離のリスクまでも申請者である NTT 東西のみならず接続事業者にも負わせる合理的な理由はないことから、NGN 接続料において乖離額を調整することは特例であっても適切ではない。

以上から、今回の申請においては、乖離額調整を行わない内容とするよう補正することが適当である。

なお、3 月 11 日以降の東北地方太平洋沖地 震への対応を受け、NGNに係るコストが変動す ることについては一定の留意が必要である。

	〇 将来原価方式については、申請者であるNTT	
	東・西が自らの経営情報や経営判断に基づき接	
	続料算定するものであり、実績との乖離が発生し	
	た場合は、申請者が自ら責任を負うべきものとい	
	う考え方に立っていると理解しています。	
	また、今回の接続料水準は需要予測値の大半	
	を占めるNTT東・西の利用動向に左右される構造	
	となっているため、乖離額調整の仕組みを導入し	
	た場合には、NTT東・西の事業運営結果次第で	
	接続料水準が上昇する可能性が高くなり、競争事	
	業者にとっては事業の予見性を著しく欠くことにな	
	りかねません。	
	これらの問題があることを踏まえれば、今回申	
	請された接続料については、左記意見にもあると	
	おり、乖離額調整は行うべきではないと考えま	
	す。	
	(KDDI)	
	〇 乖離額調整については、NTT東西殿においてコ	
	スト削減インセンティブが働かないこと、NTT東西	
	殿において接続事業者に対して価格コントロール	
	を働かせることが可能となること、本申請における	
	需要予測はNTT東西殿自身が行っていること、接	
	続事業者における予見性がなくなること等の理由	
	から、認められるものではないと考えます。	
	(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク	
	モバイル)	
意見6 過去に認可された接続料について、乖離額	再意見6	考え方6
調整により遡及して精算することは制度として不適		
当であり、認めるべきでない。		

せて申請されていますが、過去に認可された接続料 を溯及精算することは制度として不適当であると考 えます。

(KDDI)

〇また、今回併せて申請されている過去分(平成 21 年度分)の乖離額調整も、将来原価方式である 限りは本来認められるものではないと考えます。調 整実施の是非を議論する前にまずは、 乖離が生じ た要因を十分に検証する必要があると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ バイル)

○ なお、今回、平成21年度分の乖離額調整も合わ │○ 接続料は、設備を利用した事業者が当年度の │○ 将来原価方式に乖離額調整を恒常的な制度と 原価を応分にご負担いただくことが基本原則であ ることから、将来原価方式にも、実績原価方式の 場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階 で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組 み(将来原価補正制度(仮称))の導入が必要と考 えます。

> この考え方に基づき、1年間の将来原価方式で 算定したNGNひかり電話接続料については、現 在差額を補正することが認められていませんが、 今回加入者光ファイバ接続料の場合と同様に差 額を補正する制度を導入し、H23年度の接続料 についてH21年度の差額を加減算(ひかり電話 では▲0.09円/3分)して申請したものです。

なお、H21年度の各機能の乖離発生の主な要 因としては、H21年度適用の接続料金は、サービ ス開始初年度のH20年度に設定したものであり、 会計実績が無く、提供エリアも小さく設備構築の 実績も少なかった時点での予測に基づく算定であ ったことによるものと考えます。

(参考)H23 年度接続料(今回申請)と乖離額

区分		料金	
En		4477	(再掲)乖離額
IGS接続機能(ひかり電話)	3分あたり	4. 93円	▲0. 09円
中継局接続機能	接続ポートごと月額	546万円	+4万円
収容局接続機能	装置ごと月額	161万円	+14万円

(NTT 東日本)

して導入することについては、考え方5に示したと おり、認められない。

また、平成 21 年度認可時に認められていない 過去分の乖離額を平成 23 年度接続料に乗せる という点については、当該乖離額調整を適用する と一部の機能については接続料が低廉化するも のの、他の機能について接続料が上昇する結果 となることも踏まえると、接続事業者の予見可能 性という観点から理解を得ることは困難であり、 特例であってもこれを認めることは適当ではな L1

〇 接続料は、設備を利用した事業者が当年度の 原価を応分にご負担いただくことが基本原則であ ることから、将来原価方式にも、実績原価方式の 場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階 で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組 み(将来原価補正制度(仮称))の導入が必要と考 えます。 この考え方に基づき、1年間の将来原価方式で 算定したNGNひかり電話接続料については、現 在差額を補正することが認められていませんが、 今回加入者光ファイバ接続料の場合と同様に差 額を補正する制度を導入し、H23年度の接続料 についてH21年度の差額を加減算(ひかり電話 では▲0.08円/3分)して申請したものです。 なお、H21年度の各機能の乖離発生の主な要 因としては、H21年度適用の接続料金は、サービ ス開始初年度のH20年度に設定したものであり、 会計実績が無く、提供エリアも小さく設備構築の 実績も少なかった時点での予測に基づく算定であ ったことによるものと考えます。 (参考)H23 年度接続料(今回申請)と乖離額 料金 区分 (再掲)乖離額 IGS接続機能(ひかり電話) 3分あたり ▲0.08円 5.65円 中継局接続機能 接続ポートごと月額 640万円 ▲15万円 収容局接続機能 装置ごと月額 235万円 +17万円 (NTT 西日本) 意見7 収容局や中継局に設置されている収容ルー 考え方7 再意見7 タ及び中継ルータでの接続に関して、アクセス機能 も併せた加入者単位のアンバンドルを行うべき。

○ 「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出 | ○ 収容局ルータ上部を接続点とする方法について | ○ NGN のオープン化を含むブロードバンド普及 可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参 入を推進することが必要であり、NTT 東西殿の NGN(以下、「NTT-NGN」という。)において、コア網 である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC 接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対 応が必要です。

NGN における GC 接続相当のアンバンドル設定 昨年12月に「「光の道」構想実現に向けて 取り まとめ」(「グローバル時代におけるICT政策に関す るタスクフォース」)が公表され、次のような考え方が 示されています。

【「「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」(抜粋)】

NTT 東西が構築した NGN は、ボトルネック性の ある加入光ファイバと一体として構築され連携して 機能しており、PSTN と比較して、サービス競争が困 難となる特性を有している。今後、NGN が、我が国 の基幹的な中継IP網になると考えられる中で、多様 な電気通信事業者やコンテンツ配信事業者等が多し 様なサービスを柔軟に提供できるように適時適切に オープン化されることが重要となる。

まさに NTT-NGN でサービス競争が困難になって いる原因は、PSTN でアンバンドルされている GC 接続機能と同等の機能が NTT-NGN でアンバンド ルされていないことに起因するものと考えます。

従来から「一般収容局ルータ接続ルーティング伝 送機能(収容局接続機能)」として収容(GC)局での 接続を行う機能がありますが、これは「他事業者が

は、収容ルータが上位の中継ルータにパケットを 伝送する機能しか有しないように設計されており、 アンバンドル化するためにルータ等の容量の見直 しを含むNGNの網構成の抜本的な変更が発生 し、多額の開発コストが嵩むことから現実的では ありません。

また、中継局ルータを接続点とする方法につい ても、NGNの仕様が特定の接続事業者向けに接 続先を限定することができない仕様となっており、 これを見直す場合には多額の開発コストが嵩むこ とから現実的ではありません。

なお、ブロードバンド市場における競争構造 は、当社の固定電話網を中継電話事業者に貸し 出す形態が中心だったPSTN時代とは大きく異な り、IP網同士の接続は、独立したネットワーク同士 の接続となるため、GC接続のように階梯別の接 続ポイントを設け、アンバンドルを細分化する必要 はないと考えます。

(NTT 東西)

促進のための環境整備の在り方については、 3月1日付けで総務大臣より情報通信審議会 に対し諮問を行ったところであり、本年中を目途 に成案を得ることとされている。

総務省においては、NGN において実現すべき アンバンドル機能等について、その実現方法や コスト負担の在り方を含め、上記諮問に対する 答申を踏まえた上で、本年中を目途に成案を得 ることが適当である。

自らアクセス回線を調達し又は NTT 東西からアクセス回線を借りた上で、当該回線を NGN の収容ルータに接続して NTT-NGN の中継網を利用する」機能であるため、サービス競争に必要な接続事業者が要望する「収容局で接続し、収容局からユーザ宅までアクセス回線を1ユーザ単位で接続する」機能とは異なるものです。

そもそもアクセス回線こそがボトルネック設備であり、それと一体として構築されているからこそ NTT-NGN が指定電気通信設備とされていることに鑑みれば、アンバンドルすべきは PSTN と同様にアクセス回線に1ユーザ単位で接続する機能です。

PSTN でのマイライン接続においては NTT 東西 殿の電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがないからこそ実現していると考えますが、複雑な NTT 仕様の交換機で 1987 年から実現できている1ユーザ単位での接続が、現代の NTT-NGN において円滑な提供に支障が生ずるとは考えにくいところです。それでもなお NTT-NGN の GC 接続相当の機能において NTT 東西殿の電気通信役務の円滑な提供に支障がないようにするためには、接続事業者向けの手続きや工事等のルールを、NTT 東西殿が NGN 上で新しいサービスを提供する際の手続きや工事等と同等に扱う等 NTT 東西殿内部のルールに準ずることで問題は解消するものと考えます。

このような観点から、NTT-NGN に係る接続料設 定においては申請されている機能に加え、以下の 2 点の機能をアンバンドルすることで、事業者がより 創意工夫を活かしたサービスを迅速に提供できるよ

う環境整備がなされるべきと考えます。		
〇収容局に設置されている NTT-NGN 用の収容ル		
ータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追		
加し、NTT-NGN サービスのアクセス機能について		
加入者単位でアンバンドル		
〇中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ル		
ータのインタフェースに接続し、NTT-NGN サービス		
の中継機能とアクセス機能を併せて加入者単位で		
アンバンドル		
NTT-NGN の GC 接続相当機能実現に向けて		
は、電気通信事業法第32条の「電気通信役務の円		
滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」に該当		
するものなのか、そもそも円滑な提供に支障が生ず		
るとはどういうものなのか、さらにそれが同法第 1		
条の「(前略)~公正な競争を促進することにより、		
~(略)公共の福祉を増進すること(以下略)」を上回		
るものなのかについての判断等が必要であると考		
えます。また電気通信事業の施策は、「社会厚生の		
高さ(設備競争による)」よりも、多様なサービスが競		
争的に提供されることを通じて電気通信事業法第1		
条の「国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進		
すること」を重視するのかについても、方針を明確に		
する必要があると考えます。		
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモ		
バイル)		
_	再意見8 NTT 東西が新たに光 IP 電話単独のサ	考え方8
	ービスを提供する場合には、スタックテストにより	
	検証すべき。	
	○『「光の道」構想実現に向けて一基本的方向性	〇 現在 NTT 東西が提供する「ひかり電話」につい
	ー』(H22.5.18)、『「光の道」戦略大綱』(H22.8.31)	ては、NGN 接続料の認可時に総務省においてス
		I

	及び「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」答申(H22.12.14)により、光 IP 電話を提供することにより加入電話の提供を行わないことができるよう、電気通信事業法施行規則等の一部が改正される予定です。この改正を受け、適格電気通信事業者である NTT 東西殿には、加入電話の住宅用基本料額の最高額(1700 円)を超えない料金で光 IP 電話単独サービスの基本料金等を早期に設定することが求められています。この場合において、光 IP 電話市場が NTT 東西殿による独占とならないよう、電気通信の健全な発達、特に公正な競争環境の観点からスタックテスト等により、接続料水準との関係が厳しくチェックされるべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	タックテストを実施し、接続料との関係を検証しているところであるが、今後、新たなメニューの設定や料金変更が行われた場合には、スタックテストガイドラインに基づき、必要な検証を行うことが適当である。
意見9 NGN については、他事業者が新たに接続を 行うと多額の網改造費等の負担を求められるな ど、「公正競争環境の確保」がなされておらず、活 用業務の認可条件を満たしてないことから、当該 認可を取り消すべき。	再意見9	考え方9
O <ngnの在り方について> NGNは、競争事業者との接続を前提とせずに、 NTT東・西の光アクセス回線と一体として構築され ており、他の事業者が新たに接続を行うにあたっ て、多額の網改造費等の負担を求められる等、活 用業務の認可条件である「公正競争環境の確保」を 満たしていません。したがって、競争促進のために は、NGNについての活用業務認可を本来は取り消</ngnの在り方について>	〇 網改造料については、個別の事業者要望に基づき、個別の機能を具備するために要した費用を、要望事業者との合意のもと、接続約款の規定に基づき適正にご負担いただくものです。 「NTT東・西の責任において網改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網に構築し直すべき」とのご意見は、個別の事業者が必要とする個別の機能に係る費用を、当該機能を利用しない	〇 平成 22 年度 NGN 接続料について当審議会が 示したとおり、当該開発により実現される機能が 基本的な接続機能に該当する場合には、当該機 能を利用する者が負担する接続料の原価に算入 し、接続事業者が個別的に用いる機能であれば 網改造料として、当該事業者が負担することが適 当としたところである。NGNに係る活用業務申請 の認可(平成 20 年 2 月)においては、公正競争

すべきであり、まずはNTT東・西の責任において網 改造費を必要とせずに他の事業者が接続可能な網 に構築し直すべきと考えます。 また、「グローバル時代におけるICT政策に関す るタスクフォース」最終報告書(平成22年12月14 日)において、NTTの業務範囲の弾力化の方向性 が示されましたが、上記の例に限らず、公正競争に 支障を生じていないかを十分に検証することが先決 です。 (KDDI)	事業者に求めるものであり、負担の公平性が図れないものと考えます。 さらに、当社のNGNは、サービス開始当初からインターフェース条件(NNI、SNI、UNI)を開示するなど、オープン化に取り組んできており、公正競争条件は十分確保されています。 (NTT 東西) O KDDI 殿の述べるとおり、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)はボトルネック設備と一体で構築されている第一種指定電気通信設備でありながら、他事業者との接続が考慮されておらず、公正競争環境が確保されているとは言い難いといえます。 NTT-NGN 収容ルータに収容されるユーザは、コア網として NTT-NGN 以外の網を選択できないという状況を是正し公正競争環境を確保するため、本変更案に対する弊社共意見書(平成23年	を確保する観点から付した条件の中で、当審議会の答申を踏まえて整備をする接続ルールに従うこととしており、当該ルールに基づいて行っている状況においては、活用業務認可の条件となった「公正競争環境の確保」がなされていると言える。 なお、NGNのオープン化を含むブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方については、3月1日付けで総務大臣より情報通信審議会に対し諮問が行われているところであり、上記諮問に対する答申を踏まえた上で、本年中を目途に成案を得ることが適当である。
	2 月 17 日提出)で述べたとおり、NTT-NGN に おいても PSTN と同様に GC 接続機能と同等の 機能を設定すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク	
	モバイル)	
意見10 同時に申請がなされている「加入光ファイバ接続料」及び「レガシー系サービス接続料」も含めた3つの接続料は、「光の道」構想の推進及びマイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図る観点から認可を判断すべき。		考え方10
○ 世界的な情報化社会の進展を受け、主要各国は その分野での国際競争力を顕示しようとブロードバ		O NGN 接続料に関する指摘については考え方8 のとおり。

ンド・インフラ整備を国家施策として推進しています。そうした中、日本政府及び総務省殿が新成長戦略に掲げ推進する「光の道」構想は、ICT 分野における我が国の競争力の向上、及び IT 立国による日本再生を進める上で極めて重要な政策であると考えます。

今回申請がなされている「加入光ファイバ接続料」の問題については、この重要な政策の成否を左右するものであり、政府が推進する施策との整合性の確保は勿論のこと、平成20年の前回申請以降の市場における東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT東西殿」という。)の独占化の進行など、現状のルールが競争政策として大いなる課題を抱えたものであるとの視点に立脚した議論の推進が不可欠であると考えます。

また、今回同時に申請がなされている「次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)接続料」及び「レガシー系サービス接続料」についても、メタルから光、レガシーから IP といった電気通信市場のパラダイムシフトに際して、大きな影響を及ぼしうる重要な競争政策案件となります。

従って、今回申請がなされている3つの接続料については、いずれも重要な位置付けにあたるものであり、「光の道」構想との整合のみならず、マイグレーション期における電気通信事業全体の健全な発展を図るという観点から、その認可の是非等が判断されるべきと考えます。

まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次 世代ネットワークに係る接続ルールの在り方につい なお、本諮問の対象外である加入光ファイバ接続料及びヒストリカル接続料に関するご意見は、参考として承る。

ての答申」(平成 20 年 3 月 27 日)において、NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分岐端末回線単 位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、その分岐端末回線単位での接続 が先送りされた結果、その後の 3 年間で FTTH 市 場は、NTT 東西殿の独占が更に高まった等、競争 の進展が見られなかったことを考慮すると、NTT 東 西殿利用部門と接続事業者との間で 1 ユーザ当た りのコストが同等となるよう、今回の接続料の見直し において NTT 東西殿を含めた OSU 共用による分 岐端末回線単位の接続料の設定が必須であると考 えます。

「NGN 接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿のNGN(以下、「NTT-NGN」という。)において、コア網である IP 網のアンバンドルの細分化、PSTN の GC接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。

また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、安定的な接続料水準の実現及びレガシー系サービスの安定的提供の確保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移行が必須であると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)